

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	8. 地方税の取扱い	協 議 細 目																																																																																		
調 整 方 針	<p>(案) 基本的には、関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人市民税の均等割額については、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。</p> <p>(2) 法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。</p> <p>(3) 入湯税については、合併時から板取村及び上之保村の例により新市において課税する。</p> <p>(4) 固定資産税については、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。</p> <p>(5) 都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。</p> <p>(6) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車の納期については、平成17年度より関市の例による。</p>																																																																																			
項 目	参 考 資 料																																																																																			
	関 市	洞 戸 村																																																																																		
	板 取 村																																																																																			
1.個人(市町村)民税	<p>1.税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">均等割</td> <td colspan="2">2,500円(標準税率)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所得割</td> <td style="text-align: right;">200万円以下</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">200万円を超える</td> <td style="text-align: right;">8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">700万円を超える</td> <td style="text-align: right;">10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(標準税率)</td> </tr> </table> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">第1期</td> <td>6月17日～6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第3期</td> <td>10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第4期</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>特別徴収</p> <p>月割額を徴収した月の翌月10日</p> <p>納期特例事業所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">6月～11月分</td> <td>12月10日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">12月～5月分</td> <td>6月10日</td> </tr> </table>	均等割	2,500円(標準税率)		所得割	200万円以下	3%		200万円を超える	8%		700万円を超える	10%		(標準税率)		第1期	6月17日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	1月1日～1月31日	6月～11月分	12月10日	12月～5月分	6月10日	<p>1.税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">均等割</td> <td colspan="2">2,000円(標準税率)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所得割</td> <td style="text-align: right;">200万円以下</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">200万円を超える</td> <td style="text-align: right;">8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">700万円を超える</td> <td style="text-align: right;">10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(標準税率)</td> </tr> </table> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">第1期</td> <td>6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第3期</td> <td>10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第4期</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>特別徴収</p> <p>月割額を徴収した月の翌月10日</p> <p>納期特例事業所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">6月～11月分</td> <td>12月10日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">12月～5月分</td> <td>6月10日</td> </tr> </table>	均等割	2,000円(標準税率)		所得割	200万円以下	3%		200万円を超える	8%		700万円を超える	10%		(標準税率)		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	1月1日～1月31日	6月～11月分	12月10日	12月～5月分	6月10日	<p>1.税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">均等割</td> <td colspan="2">2,000円(標準税率)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所得割</td> <td style="text-align: right;">200万円以下</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">200万円を超える</td> <td style="text-align: right;">8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">700万円を超える</td> <td style="text-align: right;">10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(標準税率)</td> </tr> </table> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">第1期</td> <td>6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第3期</td> <td>10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">第4期</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>特別徴収</p> <p>月割額を徴収した月の翌月10日</p> <p>納期特例事業所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">6月～11月分</td> <td>12月10日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">12月～5月分</td> <td>6月10日</td> </tr> </table>	均等割	2,000円(標準税率)		所得割	200万円以下	3%		200万円を超える	8%		700万円を超える	10%		(標準税率)		第1期	6月1日～6月30日	第2期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第4期	1月1日～1月31日	6月～11月分	12月10日	12月～5月分	6月10日
均等割	2,500円(標準税率)																																																																																			
所得割	200万円以下	3%																																																																																		
	200万円を超える	8%																																																																																		
	700万円を超える	10%																																																																																		
	(標準税率)																																																																																			
第1期	6月17日～6月30日																																																																																			
第2期	8月1日～8月31日																																																																																			
第3期	10月1日～10月31日																																																																																			
第4期	1月1日～1月31日																																																																																			
6月～11月分	12月10日																																																																																			
12月～5月分	6月10日																																																																																			
均等割	2,000円(標準税率)																																																																																			
所得割	200万円以下	3%																																																																																		
	200万円を超える	8%																																																																																		
	700万円を超える	10%																																																																																		
	(標準税率)																																																																																			
第1期	6月1日～6月30日																																																																																			
第2期	8月1日～8月31日																																																																																			
第3期	10月1日～10月31日																																																																																			
第4期	1月1日～1月31日																																																																																			
6月～11月分	12月10日																																																																																			
12月～5月分	6月10日																																																																																			
均等割	2,000円(標準税率)																																																																																			
所得割	200万円以下	3%																																																																																		
	200万円を超える	8%																																																																																		
	700万円を超える	10%																																																																																		
	(標準税率)																																																																																			
第1期	6月1日～6月30日																																																																																			
第2期	8月1日～8月31日																																																																																			
第3期	10月1日～10月31日																																																																																			
第4期	1月1日～1月31日																																																																																			
6月～11月分	12月10日																																																																																			
12月～5月分	6月10日																																																																																			

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料									
	武 儀 町	上 之 保 村	備 考							
1.個人(市町村) 民 税	1. 税率 均等割 2,000円(標準税率) 所得割 200万円以下 3% 200万円を超える 8% 700万円を超える 10% (標準税率)  2. 納期 普通徴収 第1期 6月17日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日 納期特例事業所 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	1. 税率 均等割 2,000円(標準税率) 所得割 200万円以下 3% 200万円を超える 8% 700万円を超える 10% (標準税率)  2. 納期 普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日 納期特例事業所 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	【地方税法】 (個人の均等割の税率) 第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は次の表の左欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 村</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50万人以上の市</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万人以上50万人未満の市</td> <td>年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			市 町 村	税 率	(1) 人口50万人以上の市	年額 3,000円	(2) 人口5万人以上50万人未満の市	年額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村
市 町 村	税 率									
(1) 人口50万人以上の市	年額 3,000円									
(2) 人口5万人以上50万人未満の市	年額 2,500円									
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円									

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	関 市	洞 戸 村	板 取 村
2. 法人（市町村）民税	1. 税率 均等割 1号法人 300万円 2号法人 175万円 3号法人 41万円 4号法人 40万円 5号法人 16万円 6号法人 15万円 7号法人 13万円 8号法人 12万円 9号法人 5万円 （標準税率） 法人税割 12.3%（標準税率） 14.7%（標準税率+超過税率2.4） *12.3%は、資本金額等が1億円 以下又は資本出資を有しない法 人のうち、法人税割の課税標準 となる法人税が400万円以下で ある法人	1. 税率 均等割 1号法人 300万円 2号法人 175万円 3号法人 41万円 4号法人 40万円 5号法人 16万円 6号法人 15万円 7号法人 13万円 8号法人 12万円 9号法人 5万円 （標準税率） 法人税割 12.3%（標準税率）	1. 税率 均等割 1号法人 300万円 2号法人 175万円 3号法人 41万円 4号法人 40万円 5号法人 16万円 6号法人 15万円 7号法人 13万円 8号法人 12万円 9号法人 5万円 （標準税率） 法人税割 12.3%（標準税率）
	2. 申告納税 事業年度終了の日から2月以内	2. 申告納税 事業年度終了の日から2月以内	2. 申告納税 事業年度終了の日から2月以内

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	武 儀 町	上 之 保 村	備 考
2. 法人（市町村）民税	1. 税率 均等割 1号法人 300万円 2号法人 175万円 3号法人 41万円 4号法人 40万円 5号法人 16万円 6号法人 15万円 7号法人 13万円 8号法人 12万円 9号法人 5万円 （標準税率） 法人税割 12.3%（標準税率）	1. 税率 均等割 1号法人 300万円 2号法人 175万円 3号法人 41万円 4号法人 40万円 5号法人 16万円 6号法人 15万円 7号法人 13万円 8号法人 12万円 9号法人 5万円 （標準税率） 法人税割 12.3%（標準税率）	【地方税法】 （法人税割の税率） 第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。
	2. 申告納税 事業年度終了の日から2月以内	2. 申告納税 事業年度終了の日から2月以内	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	関 市	洞 戸 村	板 取 村
3. 固定資産税	1. 税率 1.4% (標準税率)  2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円 償却資産 150万円  3. 納期 第1期 4月17日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日	1. 税率 <u>1.7%</u>  2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円 償却資産 150万円  3. 納期 <u>第1期 5月1日～5月31日</u> <u>第2期 7月1日～7月31日</u> <u>第3期 9月1日～9月30日</u> <u>第4期 11月1日～11月30日</u>	1. 税率 <u>1.7%</u>  2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円 償却資産 150万円  3. 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日
4. 都市計画税	1. 税率 0.3%  2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円  3. 納期 固定資産税と同じ  4. 市街化調整区域の線引き 行っていない	制度なし	制度なし

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	武 儀 町	上 之 保 村	備 考
3. 固定資産税	<p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円 償却資産 150万円</p> <p>3. 納期 第1期 4月17日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p>	<p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 免税点 土地 30万円 建物 20万円 償却資産 150万円</p> <p>3. 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～2月末日</p>	<p>【地方税法】 (固定資産税の税率) 第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。 (固定資産税の納期) 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>
4. 都市計画税	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>【地方税法】 (都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料					
	関 市		洞 戸 村		板 取 村	
5. 軽自動車税	1. 税率 (標準税率)	単位：円	1. 税率 (標準税率)	単位：円	1. 税率 (標準税率)	単位：円
	原付 50cc以下	1,000	原付 50cc以下	1,000	原付 50cc以下	1,000
	原付 90cc以下	1,200	原付 90cc以下	1,200	原付 90cc以下	1,200
	原付 125cc以下	1,600	原付 125cc以下	1,600	原付 125cc以下	1,600
	原付 三輪以上20cc以上	2,500	原付 三輪以上20cc以上	2,500	原付 三輪以上20cc以上	2,500
	軽自 二輪車	2,400	軽自 二輪車	2,400	軽自 二輪車	2,400
	軽自 三輪車	3,100	軽自 三輪車	3,100	軽自 三輪車	3,100
	軽自 四輪以上乗用営業用	5,500	軽自 四輪以上乗用営業用	5,500	軽自 四輪以上乗用営業用	5,500
	軽自 四輪以上乗用自家用	7,200	軽自 四輪以上乗用自家用	7,200	軽自 四輪以上乗用自家用	7,200
	軽自 四輪以上貨物営業用	3,000	軽自 四輪以上貨物営業用	3,000	軽自 四輪以上貨物営業用	3,000
	軽自 四輪以上貨物自家用	4,000	軽自 四輪以上貨物自家用	4,000	軽自 四輪以上貨物自家用	4,000
	軽自 専ら雪上を走行	未設定	軽自 専ら雪上を走行	2,400	軽自 専ら雪上を走行	2,400
	小特 農耕作業用	1,600	小特 農耕作業用	1,600	小特 農耕作業用	1,600
	小特 その他	4,700	小特 その他	4,700	小特 その他	4,700
	二輪の小型自動車	4,000	二輪の小型自動車	4,000	二輪の小型自動車	4,000
2. 納期	5月17日～ 5月31日		2. 納期		4月11日～ 4月30日	
6. 市(町村)たばこ税	1. 税率 千本につき 2,434円 ただし、特例により平成15年7月1日 以降の税率は、当分の間千本につき 2,977円(旧3級品紙巻たばこは1,41 2円)とする。(標準税率)		1. 税率 千本につき 2,434円 ただし、特例により平成15年7月1日 以降の税率は、当分の間千本につき 2,977円(旧3級品紙巻たばこは1,41 2円)とする。(標準税率)		1. 税率 千本につき 2,434円 ただし、特例により平成15年7月1日 以降の税率は、当分の間千本につき 2,977円(旧3級品紙巻たばこは1,41 2円)とする。(標準税率)	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料					
	武 儀 町		上 之 保 村		備 考	
5. 軽自動車税	1. 税率 (標準税率) 単位: 円		1. 税率 (標準税率) 単位: 円		【地方税法】 (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第445条 (略) 2 軽自動車税の納期は、4月中において当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。	
	原付 50cc以下	1,000	原付 50cc以下	1,000		
	原付 90cc以下	1,200	原付 90cc以下	1,200		
	原付 125cc以下	1,600	原付 125cc以下	1,600		
	原付 三輪以上20cc以上	2,500	原付 三輪以上20cc以上	2,500		
	軽自 二輪車	2,400	軽自 二輪車	2,400		
	軽自 三輪車	3,100	軽自 三輪車	3,100		
	軽自 四輪以上乗用営業用	5,500	軽自 四輪以上乗用営業用	5,500		
	軽自 四輪以上乗用自家用	7,200	軽自 四輪以上乗用自家用	7,200		
	軽自 四輪以上貨物営業用	3,000	軽自 四輪以上貨物営業用	3,000		
	軽自 四輪以上貨物自家用	4,000	軽自 四輪以上貨物自家用	4,000		
	軽自 専ら雪上を走行	2,400	軽自 専ら雪上を走行	2,400		
	小特 農耕作業用	1,600	小特 農耕作業用	1,600		
	小特 その他	4,700	小特 その他	4,700		
	二輪の小型自動車		二輪の小型自動車			
2. 納期 4月17日 ~ 4月30日		2. 納期 4月11日 ~ 4月30日				
6. 市(町村)たばこ税	1. 税率 千本につき 2,434円 ただし、特例により平成15年7月1日以降の税率は、当分の間千本につき2,977円(旧3級品紙巻たばこは1,412円)とする。(標準税率)		1. 税率 千本につき 2,434円 ただし、特例により平成15年7月1日以降の税率は、当分の間千本につき2,977円(旧3級品紙巻たばこは1,412円)とする。(標準税率)			



事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	関 市	洞 戸 村	板 取 村
7.入湯税	制度なし	制度なし	1. 税率 入湯客1人1日 150円（標準税率）  2. 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
8.鉱山税	1. 税率 1% ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は0.7%とする。 （標準税率）	1. 税率 1% ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は0.7%とする。 （標準税率）	1. 税率 1% ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は0.7%とする。 （標準税率）

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	武 儀 町	上 之 保 村	備 考
7.入湯税	制度なし	1. 税率 入湯客1人1日 150円（標準税率）  2. 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	【地方税法】 （入湯税の税率） 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。
8.鉱山税	1. 税率 1% ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は0.7%とする。 （標準税率）	1. 税率 1% ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は0.7%とする。 （標準税率）	全市町村において税目は規定されているが、最近では武儀町のみ賦課している。

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料			
先進事例	新市等の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針
	山田市 (岐阜県)	新設	高富町 伊自良村 美山町	入湯税は、美山町の制度を新市に引き継ぐ。(1町のみ) 固定資産税の納期は、美山町の例により調整する。(納期の相違) 軽自動車税の納期は、伊自良村、美山町の例により調整する。(納期の相違)
	郡上郡町村 合併協議会 (岐阜県)	新設	八幡町、大和町 白鳥町、高鷲村 美並村、明宝村 和良村	個人町村民税、固定資産税の納期は、大和町、白鳥町、高鷲村及び美並村の例により調整する。(納期の相違) 軽自動車税の納期は、八幡町、大和町、高鷲村、明宝村及び和良村の例により調整する。(納期の相違)
	野田市 (千葉県)	編入	野田市 関宿町	個人市町民税の均等割額は、野田市の例により調整する。 (関宿町2,000円 2,500円) 法人市町民税は、均等割、法人税割ともに、野田市の例(制限税率)により調整する。(均等割：標準税率×1.2、法人税割：14.7%) 固定資産税の納期は、野田市の例により調整する。(納期の相違) 都市計画税は、野田市の例により調整する。(関宿町：0.3% 0.2%)
	新居浜市 (愛媛県)	編入	新居浜市 別子山村	新居浜市の制度に統一する。ただし、個人市村民税の均等割及び法人市村民税の法人税割の税率は、合併の行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。 個人市村民税均等割：新居浜市2,500円、別子山村2,000円 法人市村民税法人税割：新居浜市14.7%、別子山村12.3% 固定資産税納期：3、4期の納期が異なる 都市計画税：別子山村には都市計画区域を設定しないため課税しない 新居浜市0.28%